

四日市市告示第 2 4 4 号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 1 9 年四日市市告示第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 4 条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(法第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する配偶者のない者で現に 2 0 歳に満たない児童を扶養しているものをいう。)であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けているか、又は<u>同等</u>の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令(昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号)第 6 条の 7 の</p>	<p>(対象者)</p> <p>第 4 条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(法第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する配偶者のない者で現に 2 0 歳に満たない児童を扶養しているものをいう。)であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けているか、又は<u>同様</u>の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令(昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号)第 6 条の 7 の</p>

規定は適用しない。

(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関において、1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものであり、対象資格の取得が見込まれる者であること。

なお、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受験する場合には、情報関係の資格や講座）から定めることとする。

(3)及び(4) (略)

(支給期間等)

第5条 (略)

2 (略)

3 訓練促進給付金の支給を受け、看護師養成機関を修了した者が、引き続き、保健師又は助産師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の支給対象期間は、通算で4年を超えないものとする。

4 (略)

5 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。この場合において、第2項に該当する場合には看護師養成機関の修了日を、第3項に該当する場合には保健師又は助産師養成機関の修了日を、修了支援給付金の修了

規定は適用しない。

(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関において、1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものであり、対象資格の取得が見込まれる者であること。

なお、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受験する場合には、情報関係の資格や講座）から定めることとする。

(3)及び(4) (略)

(支給期間等)

第5条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。この場合において、第2項に該当する場合には看護師養成機関の修了日を、修了支援給付金の修了日とみなす。

日とみなす。

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期

間の最後の12月(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額14万円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額11万500円)

2 (略)

(事前相談)

第7条 所長は、養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として事前相談を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。

2 (略)

間の最後の12月(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額14万円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額11万500円)

2 (略)

(事前相談)

第7条 所長は、養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として事前相談を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。

2 (略)

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者

四日市市（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）の支給を受けたいので下記により申請します。 ※いずれかを○で囲んでください。

フリガナ 氏名 (個人番号)		( )	生年月日	年 月 日 ( 歳)
住所		(〒 - )	電話	( )
過去の受給の有無		過去に高等職業訓練促進給付金等を受けたことが (ある・ない)		
養成機関及 び修業内容 について	養成機関名			
	住所		電話	( )
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間・通信
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士 作業療法士・その他 ( )		
希望する支払い金融機関	金融機関名			口座の種類 普通・当座・その他
	支店名			口座番号
	口座名義（フリガナ）			
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。			
児童扶養手当の受給状況	受給している・受給していない			
高等職業訓練促進給付金等の支給事務に当たり、四日市市社会福祉事務所長が市の保有する私に関する個人情報 ( ) を利用することに同意します。 年 月 日 住所 氏名				

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について			
1氏名  (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( ) 歳
	個人番号		
住 所	(〒 - )		続柄
2氏名  (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( ) 歳
	個人番号		
住 所	(〒 - )		続柄
3氏名  (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( ) 歳
	個人番号		
住 所	(〒 - )		続柄
4氏名  (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( ) 歳
	個人番号		
住 所	(〒 - )		続柄
5氏名  (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( ) 歳
	個人番号		
住 所	(〒 - )		続柄
備考			

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(こども未来部こども家庭課)